令和８年　冬の交通安全運動北海道実施要綱

第１　運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第２　期間

１　運動期間

１１月１３日（金）から１１月２２日（日）までの１０日間

２　統一行動日（セーフティコール）

１１月１３日（金）

第３　主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第４　運動の重点

１　高齢者を始めとする夕暮れ・夜間の歩行者事故防止

２　スリップ事故防止

３　飲酒運転の根絶

第５　運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第６　運動重点の取組

１　高齢者を始めとする夕暮れ・夜間の歩行者事故防止

（１）夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後１時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた広報啓発活動を推進する。

（２）夕暮れ時におけるライトの早めの点灯、夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用、自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組を推進する。

（３）運転者に対し、横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者を最優先とする保護意識を醸成するほか、高齢者等の行動特性を理解し、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。

（４）全ての世代を対象に、道路横断時の安全確認や反射材の着用など自ら安全を守るための交通行動を促す安全教育を推進する。

（５）歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことから、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に

従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知を行う。また、自らの安全を守るための交通行動として、歩行者・ドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践する「ハンドサインでストップ運動」の実践や、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組を推進する。

（６）高齢者に交通安全のひと声アドバイスを行う「シルバーアドバイザーの店」の登録拡大を図るほか、高齢者を取り巻く交通事故実態の周知や、高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動を推進する。

（７）高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育や広報啓発活動のほか、高齢者宅への訪問活動による安全指導等を推進する。

（８）令和８年９月１日の改正道路交通法施行令施行に伴う、生活道路における法定速度引き下げの周知を図る広報啓発活動を推進する。

２　スリップ事故防止

交差点、急カーブ、下り坂、わだち等におけるスリップ事故防止のため、スタッドレスタイヤへの早めの交換の促進、冬道の安全運転のポイントの指導等の啓発活動を推進する。

３　飲酒運転の根絶

（１）「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の基本理念である「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識と、「そして見逃さない」という視点の醸成を図る広報啓発活動を推進する。

（２）飲酒運転が悪質な犯罪であることの認識や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識を深めること、さらには飲酒運転の再犯防止の取組である保健指導を周知する広報啓発活動を推進する。

（３）交通安全指導員や地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアなど関係機関・団体と連携した飲酒疑似体験等による飲酒運転の危険性の認識向上を図る広報啓発活動を推進する。

（４）運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組を推進する。

（５）飲食店や酒類販売店等の飲酒関連業界と連携した「ハンドルキーパー運動」や広報啓発活動を推進する。

（６）道民が一丸となって飲酒運転を根絶する気運を高めるための象徴である「飲酒運転根絶ロゴマーク」の普及啓発や効果的な活用を推進する。

（７）警察への通報や「飲酒運転ゼロボックス」の活用など、飲酒運転に関する情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。

（８）飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行う「飲酒運転根絶宣言事業者、飲食店」の周知、登録拡大を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進する。

第７　具体的広報内容

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努める。

１　高齢者を始めとする夕暮れ・夜間の歩行者事故防止

○　運転者の皆さんは

デイ・ライト（昼間点灯）又は夕暮れ時における早めのライト点灯を心がけ、対向車や先行車がいない場合は、走行用前照灯（ハイビーム）の使用を励行しましょう。

交差点等における一時停止、安全確認を徹底しましょう。

周囲が見にくく、歩行者等の発見が遅れがちになるので、交差点では徐行し、こどもの飛び出しや高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。

※令和８年９月１日から、生活道路における法定速度が３０キロメートル毎時に引き下げられました。

「ハンドサインでストップ運動」を実践し、

・信号機のない横断歩道に近づくときは、横断歩行者や横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、その直前で停止できる速度で進行しましょう。

・信号機のない横断歩道に横断歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合は必ず横断歩道手前で停止しましょう。（停止後は、歩行者に「お先にどうぞ」と手で合図しましょう。）

思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、安全運転を心掛け、あおり運転など危険な運転はやめましょう。

運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されています。前方の安全確認がおろそかになって、悲惨な交通事故につながる危険性があるのでやめましょう。

○　歩行者の皆さんは

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

信号機のない横断歩道を横断する時は、「ハンドサインでストップ運動」を実践し、

・手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

・横断する前、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。

・横断歩道手前で停止した運転者と目を合わせ、会釈するなど感謝の気持ちを伝えましょう。

道路の斜め横断は横断距離、時間が長くなり危険ですのでやめましょう。

※交差点において道路標識等により、斜めに道路を横断できる場合を除きます。

進行中や停車中の自動車等車両の直前又は直後を横断しないようにしましょう。

歩行者横断禁止の標識により、横断が禁止されている道路は横断しないようにしましょう。

スマホや携帯電話を操作しながら歩くと、ほかの歩行者や自動車などにぶつかり、相手にけがをさせるおそれもあります。スマホや携帯電話を使うときは、周囲を確認しながら

立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。

外出するときは、明るい服装を心掛け、反射材用品やＬＥＤライト等を身に付けるなど目立つ工夫をしましょう。

○　家庭では

家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

交通事故に遭わないよう、夕暮れ時の危険性、危険個所などについて話し合いましょう。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を話し合いましょう。

○　学校では

基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。

○　地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品等の普及と着用の促進を呼びかけましょう。

地域に住む高齢者が交通事故に遭わないために交通安全に対する一声をかけるなど、思いやりの気持ちを持って交通事故のない安全・安心な地域を作っていきましょう。

【ハンドサインでストップ運動】

信号機の設置のない横断歩道において、歩行者とドライバーが相互に意思疎通を図る横断方法等を提唱し、歩行者保護の気運醸成を図ることを目的とした運動です。

【シルバーアドバイザーの店】

道では、平成 21 年度から市町村及び道警察と連携し、「シルバーアドバイザーの店」を通じて交通安全の啓発に取り組んでいます。

「シルバーアドバイザーの店」とは、お店に高齢者が訪れたときに、交通安全に対する一声をかけていただくお店です。

２　スリップ事故防止

○　運転者の皆さんは

早朝、夜間は路面凍結のおそれがあるため、早めにスタッドレスタイヤに交換し、スピードを抑えた安全運転に努めましょう。

運転感覚を夏道から冬道に切り替え、車間距離を十分に確保するとともに、早めのブレーキに心がけて、スリップを防止しましょう。

特に、山間部や橋の上、トンネル付近などは、凍結のおそれがあるため、路面状況に応じて危険を予測した運転に努めましょう。

後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○　家庭・学校・職場では

冬道の危険性について話し合い、外出するときは、声をかけ合い、事故防止に努めましょう。

道路情報の共有や冬道における事故防止など、安全指導を徹底しましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全て

の座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○　地域・町内では

冬道の危険な場所や交通量の多い交差点などでのスピードダウンによるスリップ事故防止に努めましょう。

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。

３　飲酒運転の根絶

○　運転者の皆さんは

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

令和８年７月に自動車運転死傷処罰法及び道路交通法が改正され、体内アルコール濃度による数値基準が設けられました。ただし、数値基準に満たないとしても、酒気を帯びて自動車を運転する行為は違法です。また、自転車・特定小型原動機付自転車の飲酒運転も禁止されています。

○　同乗者の皆さんは

運転者の飲酒状況を確かめ、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。（同乗罪に問われる場合があります。）

○　家庭では

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げにつながる危険な行為であることなどを、家族で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

○　職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター（飲酒運転根絶ロゴマーク使用）等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車両で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○　酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行った飲食店及び酒類販売店等を登録する「北海道飲酒運転根絶宣言飲食店等登録制度」に積極的に登録しましょう。

○　タクシー・運転代行業者の皆さんは

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きか

け、飲酒運転を根絶しましょう。

○　地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。

○　道民の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110 番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。